

# システムズ・アプローチとデザイン思考による構造改革特区制度の再設計手法の開発 -地域の声を活かした特区による地域活性の実現に向けて-

Development of Methodology of Redesign of Special Zone for Structural Reform based on Systems-Approach and Design Thinking

-Regional Revitalization by Special Zones Reflecting Community Needs-

西森雅樹・保井俊之・前野隆司（慶應義塾大学）

Masaki Nishimori, Toshiyuki Yasui, Takashi Maeno (Keio University)

## 要旨

政府が2002年に地域の活性化を目指して導入した構造改革特区制度では、規制の特例措置の実現とその特区への活用は一部にとどまっている。本研究は、システムズ・アプローチとデザイン思考の導入によって、特区制度の再設計手法の開発を行った。その結果、現在の特区制度には具備されていない、住民のニーズを汲み上げ、可視化し、具体化する機能が、特区のデザイン手法を有効に働かせるために必要であることが明らかになった。

キーワード 構造改革特区、システムズ・アプローチ、デザイン思考、ステークホルダー

## 1. 背景

2002年に政府が導入した構造改革特区制度は、地域活性化並びに構造改革推進の目玉として期待されてきた。しかしその後10年が経過し、制度導入時に比べて規制の特例措置の提案の実現件数は大幅に低下している。さらに実現した規制の特例措置も特区として使われていない等、特区制度は成果を今一つあげられないまま低迷している。

低迷する特区制度に対して地域活性化策としての期待は失われつつある。東日本大震災後の日本の方向性を指し示した日本再生戦略(2012年7月31日閣議決定)では、構造改革特区より後に導入された総合特区、復興特区、先端医療開発特区に関する記述は見られるが、構造改革特区に関する記述は無い。

## 2. 本研究の目的

本研究はまず、特区制度の低迷の原因を、特区制度のデザイン手法の不完全性に求める。すなわち、地域活性化と構造改革推進のためには、地域住民の規制緩和を求める声を直接汲み上げ、可視化し、特区として具体化するデザイン方法論が必要だったにも関わらず、現行の特区デザインの手法には、この汲み上げ・可視化・具体化の機能が無い。

地域活性化のための地元の民意の汲み上げ・可視化・具体化を具備した方法論には、津々木ら(2011)のようにシステムズ・アプローチとデザイン思考を、個別地域の活性化のための政策立案に用いたアプローチがある。

本研究では次に、システムズ・アプローチとデザイン

思考によるアプローチが、地域の活性化のビジネスデザインだけではなく、活性化のための特区制度そのもののデザイン手法にも応用することが有効であることを示すことを目的とする。

## 3. 現行の特区デザイン手法及び先行研究

現行の特区制度では、提案者(個人、企業、地方公共団体等)は国に対して特区による規制緩和(規制の特例措置)の提案を行う。提案を受け取った国は、特区制度を担当する内閣官房地域活性化統合事務局と提案された規制を所管する省庁で合議を行い、両者が合意に至った提案のみを規制の特例措置として実現させる(図1)。

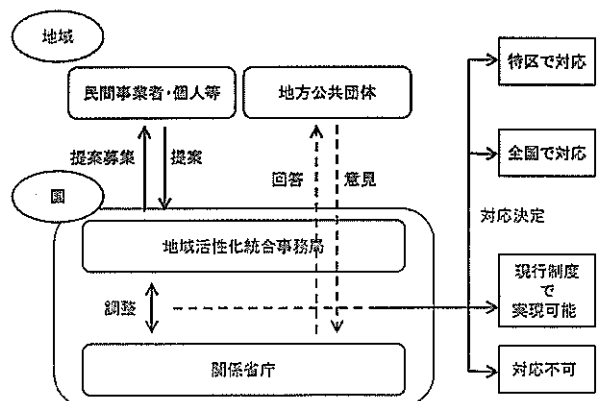


図1 提案処理の流れ(内閣官房(2008)P.5 図を筆者が一部修正)

現行の特区デザインのこのような手法では、地域活性化の実が挙がっていないと指摘されているが、その要因分析は様々である。まず、特区制度は、提案の実現件数

の低下や実現内容の小粒化により当初期待された効果が挙がっていないとする研究がある(並河 2006, 東京市政調査会 2007, 西尾 2007)。次に、既得権益者に有利な規制が維持され続けるメカニズムを重視し、規制する側が規制される側に取り込まれる捕虜理論(Baldwin and Cave 1999)や、規制する側が取り込まれなくても既得権益者に有利に規制が作用するメカニズム(Carpenter 2004)により、特区制度の低迷を説明する研究(伊藤・八代 2009)がある。さらに、日本国内で規制緩和が実現しない原因について、抵抗勢力による規制緩和への抵抗(飯尾潤 2007, 日本経済新聞 2008)、規制所管省庁の前例主義による消極的対応(西森 2011)が指摘されていることから、特区制度の低迷をいわゆる抵抗勢力の消極的対応に求める研究(西尾 2007)がある。

他方で、特区制度の機能をシステムフローの視点から分析し、提案者による特区提案、政府内での合議、規制緩和の実現という流れで見ると、規制緩和が実現するまでに次の二重のフィルターがかかっていることがわかる。

- ① 内閣官房が地元から規制緩和の要望を吸い上げる際、規制所管省庁との調整が容易で内閣官房の意向に沿った提案に注力する(並河 2006, 金井 2007)
- ② 規制所管省庁が規制緩和に反対する地域のステークホルダーとの板挟みになり、内閣官房との合議で規制緩和を承諾しない(西森 2011)

現行の特区制度では、このように①の内閣官房による実現可能性重視バイアス及び②の規制所管省庁による地域ステークホルダーとの板挟みバイアスという二重のバイアスフィルターがかかることによって、地元の規制緩和の要望をストレートに反映するような形で、規制緩和の実現につながらないことが明らかである。

#### 4. 現在の特区デザイン手法から生まれた措置の帰結

現行の特区デザイン手法では、内閣官房と規制所管省庁の二重のバイアスフィルターにより、規制の特例措置のデザインに地元の要望が直接には反映されないことから、①規制の特例措置の実現低迷、並びに②実現した規制緩和の未使用という弊害が発生している。

##### ① 規制の特例措置の実現低迷

2002年以降、規制の特例措置の提案件数(図2)、特例措置の実現件数(図3)、特区の新規認定数(図4)のいずれも時間の経過に伴って低迷しており、特区制度が規制緩和の要望に対応できていない状況が続いている(註1)。

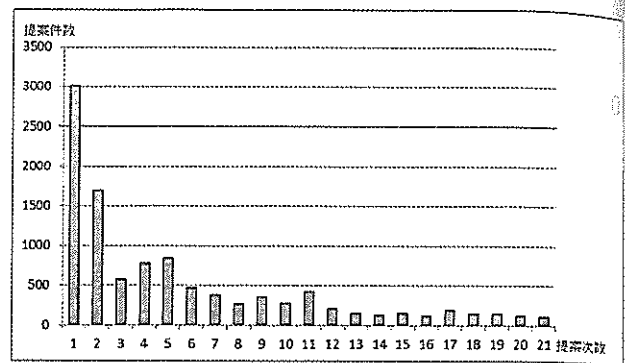


図2 規制の特例措置の提案件数(内閣官房 HP「規制の特例措置毎の提案事項管理番号一覧(第1次～第21次)」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/houhou.html>)から集計、但し1件の提案に複数の規制緩和案件を含む場合は重複して集計)

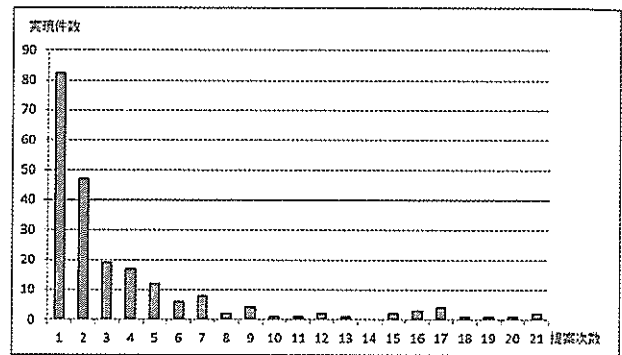


図3 規制の特例措置の実現件数(内閣官房 HP「構造改革特区の提案募集について」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/teianbosyu.html>)から、各次提案に対する政府の対応方針別表を集計)

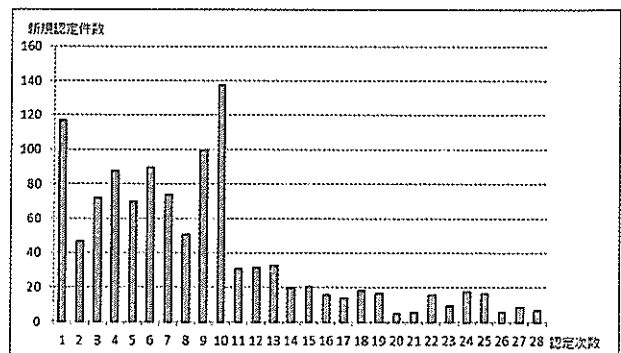


図4 特区新規認定件数(内閣官房 HP「認定された構造改革特別区域計画について(第1回～第28回)」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/ninteisinsei.html>)から、各認定申請時の新規認定件数を集計)

##### ② 実現した規制緩和の未使用

内閣官房のホームページ上に公開されている「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」によれば、現在、

地方公共団体が特区計画に盛り込める規制の特例措置は61件ある。筆者は、これらの特例措置が、既存の特区(第1~28回の認定受付で認定を受けた特区で、全国展開等されておらず、現在活用されているもの)345件の中で、どのように活用されているのか調査を行った(註2)。

特例措置番号	規制の特例措置	使用頻度
707(709)	特定農業者による特定酒類の製造事業	127
930	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	73
709	特産酒類の製造事業	29
816	学校施設等による学校給食事業	21
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における喫煙(客)の受入事業	18
409	地方公共団体に係る臨時的使用事業	13
404	地方公共団体に係る外国人の入国・在留申請に係る特例措置	7
1310	保育所に係る特別給食提供事業	5
936	保育所に係る特別給食提供事業の補助事業	5
830	市町村教育委員会による特別給食提供事業	5
512	地方公共団体の助成による民間企業等労働環境改善事業	5
506	外国人労働者受入れによる人材育成促進事業	5
1203(1214, 1221)	児童労働削減促進事業	4
1223	低コスト労働力による生産性向上促進事業	4
832	インターネット等の活用による就業支援等に関する事業の拡充による大学設置事業	4
828	産地における農産物の加工による大学設置事業	3
939	産地産直センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	2
629	産地にかかるとる農産物の加工による大学設置事業	2
834(835)	地方公共団体の業による学校施設の管理及び修繕に関する業務の委託事業	1
1304・1305	地方公共団体の業による学校施設の管理及び修繕に関する業務の委託事業	1
1125(1114)	特定施設における喫煙禁止の容認事業	1
1004・1011・1221	指定移動型車両ロボットの公道運送事業	1
1308	特別管理産業廃棄物の適切なリサイクル利用の特例措置	1
1224	45フィートコンテナの輸送円滑化事業	1
1219	特定大規模商業施設における生産物加工促進事業	1
1218	特定大規模商業施設における生産物加工促進事業	1
1142	特定大規模商業施設における生産物加工促進事業	1
1123	特定大規模商業施設における生産物加工促進事業	1
1105	一般労働者労働への後援を行う「グリーン」雇用促進事業	1
1301	職業訓練を活用した「フル」雇用促進事業	1
1012	地方公共団体の業による学校施設の管理及び修繕に関する業務の委託事業	1
1010	地方公共団体の業による学校施設の管理及び修繕に関する業務の委託事業	1
1008	特定施設における喫煙禁止の容認事業	1
927	市町村による特定大規模商業施設事業	1
910	病院等施設等による特定大規模商業施設事業	1
911	指定大規模商業施設の引下げによる大学設置事業	1
905	特定大規模商業施設における外国人の求職者受け入れ促進事業	1
413	特定大規模商業施設の生産物の加工による大学設置事業	1
202	指定職員の勤務時間外勤務促進事業	1
911-2	ポイント及び第一種圧力容器の製造運送の共同促進事業	1
907-1	農産物等による特別給食供入プログラム設置事業	0
1147・1225	特定水ガスの供給事業	0
1129(11114)	特定水ガスの供給事業	0
1358	特定水ガスの供給事業	0
1210	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
1120	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
1124	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
1121	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
1109	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
1108	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
1007	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
1004	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
1003	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
938	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
901	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
822	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
817	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
412	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
203	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
201	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0
191	指定大規模商業施設における生産物加工促進事業	0

表1 規制の特例措置の活用状況(内閣官房 HP「第1~28回認定 特区【都道府県別】」([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/nintei\\_ichiran/120330katsuyou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/nintei_ichiran/120330katsuyou.pdf))を基に現在使用されている規制の特例措置を集計し、使用頻度順に記載)

規制の特例措置を、現存する特区計画における使用頻度が高い順に並べたのが表1である。

「特定農業者による特定酒類の製造事業」が127件(37%)、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」が73件(21%)の特区計画において活用されている一方、全国で1か所のみで使われている特例措置が21措置、全く使われていない特例措置も22措置存在しており、複数の地域で使われている特例措置は18措置(30%)に過ぎない。

上位2措置が全国の特区の約6割で使われている一方で、特例措置全体の3分の1が使われていない。さらに規制緩和が認められた特例措置の中にも、地域にニーズが無い、認定条件が厳し過ぎる等の理由から、実際には役に立っていない特例措置が多数存在している。現在の

特区制度は、少数の高いニーズがある特例措置のみが活用されている状況にある。

現状の特区制度のデザイン手法では、多くの特区提案が実現に至らないだけでなく、実現した特区提案にも地域に必要とされている規制緩和から焦点が外れているものが多数含まれている。

特区制度が抱えるこれらの問題を解決するためには、住民から真に必要とされている規制緩和案件を汲み上げ、可視化、具体化できる特区制度のデザインが必要であると考えられる。

### 5. 分析の枠組み

政策デザインでは問題の特定と政策ニーズの可視化が重要であるとされる(Dunn2011)。したがって、政策デザインの一類型である特区制度のデザインにおいても、集合知(Woolley et al.2010, Bahrami et al.2010)による地元住民のニーズの可視化に特に重点を置く必要がある。政策をはじめ社会問題の解決のアプローチには、集合知を生かした参加型のアプローチが必要とされるからである(喜多2012)。本研究では、分析の枠組みとしてシステムズ・アプローチとデザイン思考を組み合わせたアプローチ(津々木ら2011, 保井2011, Nishimori et al.2012)を用いる。

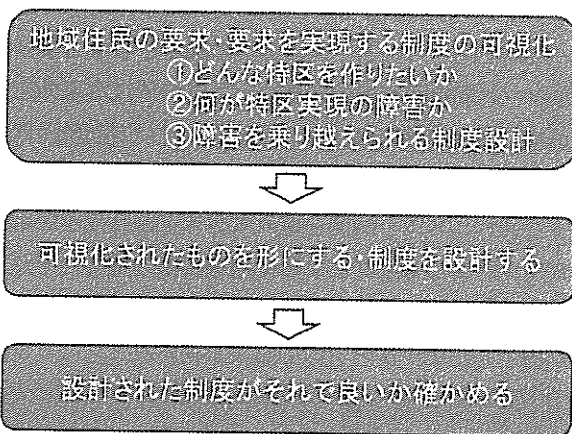


図5 システムズ・アプローチとデザイン思考による特区デザインのシークエンス・フェーズ

本研究は、システムズ・アプローチとデザイン思考による地域活性化のシークエンス・フェーズは、①地元住民の要求・要求を実現する制度の可視化、②可視化されたものを形にする・制度を設計する、③設計された制度がそれで良いか確かめる、という3段階に構成する(図5)。

個別の地域の活性化政策のデザインを行った津々木ら(2011)、Nishimori et al.(2012)では、特定地域の住民の要求のみの可視化を行っている。しかし、本研究は個別

地域の活性化に留まらず、特区制度そのもののデザインを目的としているため、システムズ・アプローチとデザイン思考によるアプローチを拡張し、新たに地域住民の要求を実現する制度の可視化を提案する。

具体的には上記の3段階の最初の可視化のフェーズの中で、①どんな特区を作りたいか、②何が特区実現の障害か、③障害を乗り越えられる制度設計、の3段階の可視化のプロセスを新たに導入した。

## 6. モデルの実際の運用と検証

前節で提示した、地域住民の要求の可視化を行う特区デザイン手法を用い、特区制度のデザインそのものをテーマにしてワークショップを行い(首都圏 A 大学関係者17名)、アンケート(有効回答数65)を行った。ワークショップという集合知を活用し、提示されたモデルが円滑に運用されるかどうかを検証するためである。

### ① ワークショップ

ワークショップで可視化の3段階のプロセスを実施した。その結果として、第一段階(「どんな特区を作りたいか」)では、100件以上の多様な特区のアイデアが提案された。その中には、実際に過去に提案されたものと同じアイデアや、提案されたものに極めて近いアイデアが含まれていた。第二段階(「何が特区実現の障害か」)では、第一段階で出されたアイデア実現の障害としてステークホルダーの利害が可視化されないことが特区実現の障害であり、第三段階(「障害を乗り越えられる制度設計」)では、上記の障害を解決するために、利害を可視化・調整するメカニズムと機関を導入すべきという提示が示された。ワークショップによって利害調整の重要性を踏まえた特区制度が集合知によってデザインされ、前節で筆者が提示したモデルと近似の結果が得られた。

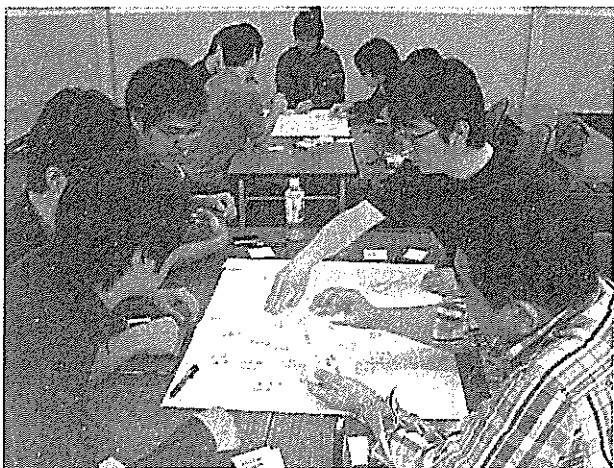


写真1 ワークショップでの集合知による制度デザイン(2012年6月24日、蓼科にて筆者撮影)

### ② アンケート

地域活性化と構造改革の推進を実現するための政策代替案を設定し、階層分析法(AHP)(Saaty2001, Saaty and Vargas2006)を用いたアンケートによって、住民の評価を計量的に測定した。AHPは被調査者の嗜好を対比較を用いて定量的に可視化する手法である。測定は以下の手順で行った(図6)。

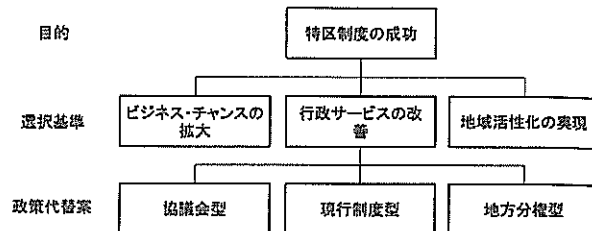


図6 特区制度の成功のためのAHP樹状図

はじめに、政策代替案の評価を行う選択基準として、構造改革特別区域法の目的に沿い、以下の3つの評価基準を導入した。

- ・ビジネス・チャンスの拡大  
これまで規制によって企業が参入できなかった分野への、企業の参入が認められる。
- ・行政サービスの改善  
これまで義務付けられていた行政への許可の申請や届出が、廃止・緩和される。
- ・地域活性化の実現  
地域住民や自治体による、地域独自のアイデアに基づく、地域活性化の取り組みが行えるようになる。

構造改革特別区域法は、構造改革の推進と地域の活性化を目的としている(註3)。そのうち、構造改革の推進については、地域住民はどのような形で利益を享受できるのかをより明確にするため、ビジネス・チャンスの拡大と行政サービスの改善に細分化した。

次に、以下の3つの政策代替案を作成した。

- ・コンセンサス重視型特区制度(「協議会」型)  
規制緩和の影響を受ける利害関係者(業界団体、地域住民、監督官庁など)による協議会を立ち上げて、規制緩和の内容について事前に調整を行い、そこで合意されたものを特区にする。

- ・霞が関内調整型特区制度(「監督官庁承認」型)【現行制度型】  
地域から提案された特区について、政府の特区担当部局が規制を監督する官庁と協議を行い、監督官庁が認めた

ものを特区にする。

・地域の自主性重視型特区制度(「地方分権」型)  
地域の自治体から提案された特区について、監督官庁や業界団体といった利害関係者の合意を得られなくても、特区にする。

このように特区制度の成功を構造化した上で、政策代替案のどれが最も集合的選好として選択されるか、アンケートを行った(註4)。

以上について AHP を使ったアンケートを行ったところ、以下の結果が得られた(「図7」)。

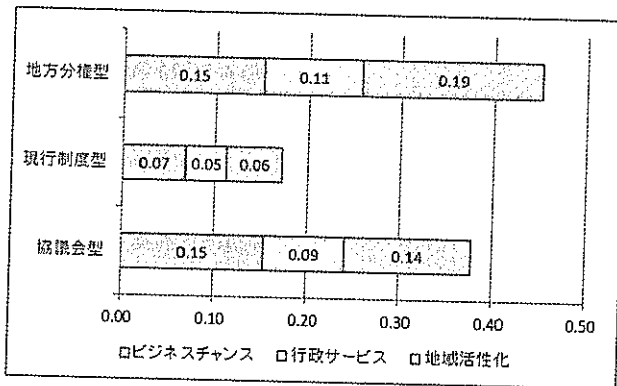


図7 AHPの結果: 特区を成功させるために必要な制度

最も評価が高かったのは、地域の自主性重視型の特区制度(「地方分権」型)であり、総合評価値は0.45であった。これに次いだのは、規制緩和の内容について事前に利害関係者が調整を行い、合意されたものを特区にするというコンセンサス重視型の特区制度(「協議会」型)であり、総合評価値は0.38であった。一方、規制所管省庁が認めたものを特区にするという現行の霞が関調整型の特区制度(「監督官庁承認」型)の総合評価値は0.17に留まり、最下位であった。整合度 C.I.はビジネス・チャンスの拡大0.07、行政サービスの改善0.03、地域活性化の実現0.02であり、いずれも一般的に基準値として用いられる0.15を下回ったことから、整合的な結果が得られたことが示唆される。

地方分権型、協議会型のいずれも現行制度型より高い評価を獲得した。また、地方分権型は協議会型に比べ、地域活性化に関して高い評価を得ている。

## 7. 考察

ワークショップでは、ステークホルダーの利害の可視化・調整メカニズムの必要性が集合知として得られた。また、AHPを用いたアンケートでは、地方分権型、協議会型の順で、現行制度より高い評価が得られた。

アンケートで最も評価が高かった地方分権型では、地

方公共団体の判断で特区を作ることが出来るとしても、地方公共団体は地域住民のニーズを基に特区を作ること考へすれば、地方分権型・協議会型いずれの政策代替案も、現行制度では不足している地域住民の声の汲み上げ・可視化・具体化の機能が制度デザインには必要であることを示している。

ワークショップ、アンケートによって、特区デザイン的手法に有効性を持たせるために真に必要なだったのは、地域住民の規制緩和にかかる要望を、集合知としてそのまま汲み上げ、可視化し、具体化するアプローチであったことが示された。

以上から、従来の特区不全論では特定できなかった特区制度の低迷の要因を、システムズ・アプローチとデザイン思考により、地域住民のニーズのストレートな汲み上げと可視化、具体化する機能が欠落していることに特定することが出来た。

## 8. 結論と今後の展望

本研究は、現在の特区制度には具備されていない、地域住民のニーズを汲み上げ、可視化し、具体化する機能が特区デザインには必要であることを明らかにした。さらに、システムズ・アプローチ手法とデザイン思考を組み合わせたアプローチによって特区制度をデザインすることで、民意を反映した特例措置を生み出すことが可能となることが示された。

このアプローチによって生まれた特例措置は、地域での特区デザインに実際に運用され、ひいては地域活性化に貢献することが期待される。しかし、その有効性の検証は今後の課題である。

### 註

- 1) 規制の特例措置に関する提案について、特区ではなく最初から全国一律の規制緩和が認められるケースがある。しかし今回は、地域のニーズに応じた規制緩和を研究対象にしているため、全国一律の規制緩和は集計対象から除外した。
- 2) 特区に使われる規制の特例措置は、特区での使用から一定期間経過後、特段の問題が無ければ全国一律の規制緩和(規制緩和の全国展開)に移行する。それに伴い特区は解消される。図3の新規認定数を累計した件数から、全国展開等によって解消された特区の件数を除いたものが、現在存在する特区の件数(345件)となる。
- 3) 構造改革特別区域法第一条では、「この法律は、地方

公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。」(下線部は筆者)と定められている。

- 4) アンケートでは、以下の質問について、AHPによる一対比較(二つ選ばれた選択肢の全ての組み合わせについて、「左の項目が圧倒的に重要」、「左の項目がうんと重要」、「左の項目がかなり重要」、「左の項目が少し重要」、「左右が同じくらい重要」、「右の項目が少し重要」、「右の項目がかなり重要」、「右の項目がうんと重要」、「右の項目が圧倒的に重要」の合計9項目と各項目の間に置かれた「中間」8項目の合計17項目の中から一つを選択させる)を行った。

質問 特区制度を通じて実現すべき効果として、どの効果をどれくらい重視すべきか。

- ① ビジネス・チャンスの拡大  
(例：これまで規制によって企業が参入できなかった分野への、企業の参入が認められる。)
- ② 行政サービスの改善  
(例：これまで義務付けられていた行政への許可の申請や届出が、廃止・緩和される。)
- ③ 地域の活性化  
(例：地域住民や自治体による、地域独自のアイデアに基づく、地域活性化の取り組みが行えるようになる。)

質問 ①～③の意義をそれぞれ満たすためには、特区制度はどのような手法がより望ましいと考えますか。(①～③について、それぞれ回答させる)

#### A.コンセンサス重視型特区(「協議会」型)

規制緩和の影響を受ける利害関係者(業界団体、地域住民、監督官庁など)による協議会を立ち上げて、規制緩和の内容について事前に調整を行い、そこで合意されたものを特区にする。

#### B.霞が関内調整型特区(「監督官庁承認」型)【現行制度型】

地域から提案された特区について、政府の特区担当部局が規制を監督する官庁と協議を行い、監督官庁が認めたものを特区にする。

#### C.地域の自主性重視型特区(「地方分権」型)

地域の自治体から提案された特区について、監督官庁や業界団体といった利害関係者の合意を得られなくても、特区にする。

#### 引用・参考文献

- [1] 飯尾潤, 2007, 『日本の統治構造: 官僚内閣制から議院内閣制へ』中公新書
- [2] 伊藤隆敏・八代尚宏編, 2009, 『日本経済の活性化市場の役割・政府の役割』日本経済新聞出版社
- [3] 金井利之, 2007, 『自治制度』東京大学出版会
- [4] 喜多一, 2012, 参加型アプローチの可能性と課題, システム/制御/情報, Vol.56, No.2, pp.53-56
- [5] 高萩栄一郎, 中島信之, 2007, 『Excelで学ぶAHP入門-問題分析のための階層分析法-』オーム社
- [6] 津々木晶子, 保井俊之, 白坂成功, 神武直彦, 2011, システムズ・アプローチによる住民選好の数量化・見える化: 中心市街地の新しい政策創出の方法論, 関東都市学会年報, 第13号, pp.110-116.
- [7] 東京市政調査会「都市問題」公開講座ブックレット, 2007, 『構造改革特区は分権型社会を創るか』
- [8] 内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府構造改革特区担当室, 2008, 『構造改革特区-地域特性を活かして魅力を創出-』
- [9] 内閣府構造改革特区担当室, 2008, 『特区における効果』
- [10] 内閣府政策統括官室(経済財政分析担当), 2007, 『規制改革の経済効果: 利用者メリットの分析(改訂試算)2007年度版』政策効果分析レポート No.22
- [11] 並河信乃, 2006, 『市民・自治体の政策実験』生活社
- [12] 西尾勝監修, 2007, 『検証 構造改革特区』ぎょうせい
- [13] 西森雅樹, 2011, 構造改革特区を活用した地域活性化の現状と課題, 地域活性研究, Vol.2, 2011, pp.169-176
- [14] 西森雅樹・保井俊之, 政策実現に向けた環境分析テクニックの活用: 『カジノ特区』導入の議論を事例として, インテリジェンスマネジメント, Vol.3, No.1, 2011, pp.43-54.
- [15] 日本経済新聞 2008年10月20日朝刊第3面インタビュー「領空侵犯」三木谷浩史・楽天会長兼社長「重要事項、官僚が決めるな: 省令は無用の長物」
- [16] 保井俊之, 2011, 『保険金不払いの問題と日本の保険行政』日本評論社

- [17] Bahrami, Bahador et al., 2010, 'Optimally Interacting Minds', *Science*, Vol. 329, 27 August 2010
- [18] Baldwin, R., Cave, M., 1999, *Understanding Regulation: Theory, Strategy and Practice*, Oxford: University Press
- [20] Carpenter, Daniel, P., 2004, 'Protection without Capture: Product Approval by a Politically Responsive, Learning Regulator', *American Political Science Review* 98(4): 613-631
- [21] Dunn, William, N., 2011, *Public Policy Analysis*, 5<sup>th</sup> Edition, New York: Longman
- [22] Nishimori, M. et al., 2012, 'Optimal policy design for disaster-hit area of Japan: bottom-up system analysis of special zone for reconstruction by the ISDM', *The International Engineering System Symposium, CESUN 2012*, Delft University of Technology, 18-20 June 2012
- [23] Saaty, T., 2001, *The Analytic Process: Decision Marketing with Dependence and Feedback*, Second Edition, Pittsburgh, PA: RWS Publications
- [24] Saaty, T., Vargas, L., 2006, *Decision Making with Analytic Network Process: Economic, Political, Social and Technological Applications with Benefits, Opportunities, Cost and Risks*, New York: Springer Science + Business Media, LLC
- [25] Williams Woolley, A. et al., 2010, 'Evidence for a Collective Intelligence Factor in the Performance of Human Groups', *Science*, Vol.330, 29 October 2010, pp.686-688

#### Abstract

The achievements of special zones have been not enough. In this paper, methodology of redesign of special zone is developed by systems-approach and design thinking. As a result, it becomes clear that the functions of collection, visualization, and realization of community needs are required.